

「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」等の 一部改正について（案）

令和6年9月17日
日本証券業協会

I. 改正の趣旨

令和6年改正金融商品取引法において、流動性の低い非上場有価証券のみを取り扱い、かつ、取引規模が限定的である私設取引システム（PTS）運營業務については、その業務を行うに当たっての認可を要さないこととし、第一種金融商品取引業の登録により行えることとする制度（以下「登録PTS制度」という。）が創設された。

これを受け本協会では、「非上場有価証券等のPTS取引に関する検討会」（日本STO協会と共管。以下「検討会」という。）において、「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」について、登録PTS制度に対応した見直しに係る検討を行ってきたところである。

また、店頭有価証券等を登録PTS制度で取り扱う際の規制の適用について、本協会「非上場株式等の取引及び私募制度等に関するワーキング・グループ」（以下「WG」という。）において検討会と並行して検討を行ってきたところである。

今般、検討会及びWGにおける議論を踏まえ、登録PTS制度に対応した非上場有価証券のPTSにおける取引等に関する自主規制規則の整備として、「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」、「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」、「店頭有価証券に関する規則」及び「株主コミュニティに関する規則」の一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

1. 「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」の一部改正

(1) 定義

登録PTS制度に関連する用語を定義する。 (第2条)

(2) 社内規則の制定等

①登録PTS運営会員が登録PTS運營業務を行うに当たり作成する社内規則において定めるべき事項を規定する。 (第4条の2第1項)

②登録PTS取引協会員は、登録PTS取引業務を行うに当たり、登録PTS運営会員が社内規則で定める事項を遵守しなければならないこととする。

(第4条の2第2項)

(3) 業務内容の公表等

登録 PTS 運営会員は、自社が行う登録 PTS 運営業務の内容について自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法により公表を行わなければならないこととする（自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員が顧客に説明を行う場合を除く。）。（第 5 条）

(4) 登録 PTS 銘柄の適正性審査

登録 PTS 運営会員が非上場有価証券を新たに登録 PTS 銘柄に追加する場合に、当該非上場有価証券の適正性について審査しなければならない事項について定める。（第 6 条の 2）

(5) 発行体との契約締結

登録 PTS 運営会員が非上場有価証券を新たに登録 PTS 銘柄に追加する場合に、当該非上場有価証券の発行体との間で契約しなければならない事項について定める。（第 7 条の 2）

(6) 発行体による適時の情報提供

- ①発行体が登録 PTS 運営会員へ適時の情報提供をすべき事項として、登録 PTS 運営会員が発行体との契約で規定しなければならない事項について定める。（第 8 条の 2 第 1 項、第 2 項）
- ②登録 PTS 運営会員は発行体から適時の情報提供を受けた場合、当該情報内容を速やかに公衆の縦覧に供しなければならないこととする（自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員が顧客に情報提供した場合を除く。）。（第 8 条の 2 第 3 項）
- ③登録 PTS 運営会員は公衆の縦覧に供した情報又は顧客に提供した情報の内容の適正性の確保に努めることとする。（第 8 条の 2 第 4 項）

(7) 価格情報の公表等

- ①取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員における価格情報の公表義務及び公表方法並びに登録 PTS 取引協会への約定価格等提供のための態勢整備義務について規定する。（第 9 条の 2 第 1 項、第 2 項）
- ②自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員及び登録 PTS 取引協会における顧客への約定価格等提供のための態勢整備義務について規定する。（第 9 条の 2 第 3 項）

(8) 不公正取引等の防止

登録 PTS 取引協会員は、登録 PTS 取引業務を行うに当たり、不公正取引等

を防止する態勢を整備しなければならないこととする。 (第10条)

(9) 売買審査の実施

①登録PTS運営会員は、登録PTS銘柄の取引について、社内規則に基づき適切に売買審査を行わなければならないこととする。 (第11条第1項)

②取次型登録PTS運營業務を行う登録PTS運営会員が売買審査を行った結果、不公正取引等に該当するおそれがあると認識した場合等には、登録PTS取引協会員への注意喚起等の措置を講じなければならないこととする。

(第11条第2項)

③自社顧客型登録PTS運營業務を行う登録PTS運営会員が売買審査を行った結果、不公正取引等に該当するおそれがあると認識した場合等には、社内規則に基づき適切な措置を講じなければならないこととする。

(第11条第3項)

(10) 売買停止措置

登録PTS運営会員は、社内規則に基づき適切に売買停止措置を講じなければならないこととする。 (第12条)

(11) 上場有価証券等との誤認防止措置

①登録PTS運営会員は、登録PTS銘柄が上場有価証券及び非上場認可PTS銘柄ではないことについて自社のウェブサイト上で明示しなければならないこととする(自社顧客型登録PTS運營業務を行う登録PTS運営会員が顧客に説明を行う場合を除く。)。 (第13条第3項)

②登録PTS取引協会員は、登録PTS銘柄が上場有価証券及び非上場認可PTS銘柄ではないことについて、顧客に説明を行わなければならないこととする。 (第13条第4項)

(12) 取引公正性の確保

非上場認可PTS運営会員及び登録PTS運営会員は、顧客との間で非上場認可PTS銘柄又は登録PTS銘柄の売買を行うに当たっては、合理的な方法で算出された時価を基準として適正な価格により取引を行い、その取引の公正性を確保しなければならないこととする。 (第14条)

(13) 特定投資家向け有価証券に係る特則等

①登録PTS取引協会員は、特定投資家以外の者である顧客から、私設取引システムにおける特定投資家向け有価証券の買付けの受託を行ってはならないこととする。 (第15条第1項)

②登録PTS運営会員が特定投資家向け有価証券である投資信託等を新たに登

録 PTS 銘柄に追加する場合に、当該投資信託等の適正性について審査しなければならない事項を定める。(第 15 条第 2 項)

- ③登録 PTS 運営会員が特定投資家向け有価証券を新たに登録 PTS 銘柄に追加する場合に、当該特定投資家向け有価証券の発行体との間で契約しなければならない事項について定める。(第 15 条第 3 項)

(14) 登録 PTS 運営会員に対する準用

登録 PTS 運營業務のうち、登録 PTS 取引協会員による媒介等が行われな
い取引を行う登録 PTS 運営会員についての準用規定を定める。(第 16 条)

- (15) その他、所要の整備を図る。

2. 「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」の一部改正

- (1) 登録 PTS 銘柄取引に係る投資勧誘を行う場合について、個別銘柄に係る説
明書の交付等の例外規定を設ける。(第 11 条第 2 項)
- (2) 登録 PTS 銘柄取引に係る投資勧誘を行う場合における適用除外を設けると
ともに、当該投資勧誘のみを行う協会員について取扱協会員としての指定
等を要しないこととする。(第 18 条第 1 項、第 2 項)

- (3) その他、所要の整備を図る。

3. 「店頭有価証券に関する規則」の一部改正

登録 PTS 銘柄取引について、成行注文の受託の禁止及び会員間での流通を目
的とした取引の禁止の適用を除外する。(第 13 条第 1 項、第 14 条)

4. 「株主コミュニティに関する規則」の一部改正

登録 PTS 銘柄取引について、成行注文の受託の禁止の適用を除外する。
(第 24 条第 1 項)

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、令和 6 年 5 月 22 日公布「金融商品取引法及び投資信託及び投資法
人に関する法律の一部を改正する法律」の附則第 1 条第 2 号「公布の日から起算
して六月を超えない範囲内において政令で定める日」から施行する。

パブリックコメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

① 募集期間：令和6年9月17日(火)から令和6年10月16日(水)17時00分
まで(必着)

② 提出方法：郵便又は専用フォームにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103-0027 東京都中央区日本橋2-11-2

日本証券業協会 公社債・金融商品部 宛

専用フォームの場合：

<https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=07>

(2) 意見の記入要領

件名を「『私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則』等
の一部改正に対する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見を御提出くだ
さい。

- ① 氏名
- ② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）
- ③ 会社名（法人又は団体として御意見を提出される場合、その名称を御記入く
ださい。）
- ④ 意見の該当箇所
- ⑤ 意見
- ⑥ 理由

本件に関するお問い合わせ先：

日本証券業協会 自主規制本部 公社債・金融商品部（03-6665-6771）

エクイティ市場部（03-6665-6770）

以 上

**「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」の
一部改正について（案）**

令和 6 年 9 月 17 日
(下 線 部 分 変 更)

改 正 案	現 行
<p>(定 義) 第 2 条 (現行どおり) 1・2 (現行どおり) <u>3 非上場認可 PTS</u> <u>非上場有価証券について金融商品取引法 (以下「金商法」という。) 第 30 条第 1 項本文により、同法第 2 条第 8 項第 10 号に掲げる行為を業として行うに際し認可を受けて運営する私設取引システム (同法第 2 条第 8 項第 10 号に掲げる行為 (同号ロ及びハに掲げる売買価格の決定方法により行うものを除く。) による有価証券の売買を行う市場をいう。以下同じ。) をいう。</u> <u>4 非上場認可 PTS 銘柄</u> 非上場有価証券のうち、次に掲げる有価証券に該当し、会員が自ら開設する非上場認可 PTS における取引の対象とするものをいう。 イ・ロ (現行どおり) <u>5 非上場認可 PTS 銘柄取引</u> 私設取引システムにおいて行われる非上場認可 PTS 銘柄の売買をいう。 <u>6 媒介等</u> 媒介、取次ぎ又は代理をいう。 <u>7 非上場認可 PTS 運営業務</u> 会員が自ら開設する非上場認可 PTS において非上場認可 PTS 銘柄取引又はその媒介等を行う業務をいう。 <u>8 非上場認可 PTS 取引業務</u> 協会員が他の会員の開設する非上場認可 PTS において非上場認可 PTS 銘柄取引若しくはその媒介等を行う業務又は当該媒介等の委託の取次ぎを行う業務をいう。</p>	<p>(定 義) 第 2 条 (省 略) 1・2 (省 略) (新 設) <u>3 非上場 PTS 銘柄</u> 非上場有価証券のうち、次に掲げる有価証券に該当し、会員が自ら開設する私設取引システム (金融商品取引法 (以下「金商法」という。) 第 2 条第 8 項第 10 号に掲げる行為 (同号ロ及びハに掲げる売買価格の決定方法により行うものを除く。) による有価証券の売買を行う市場をいう。以下同じ。) における取引の対象とするものをいう。 イ・ロ (省 略) <u>4 非上場 PTS 銘柄取引</u> 私設取引システムにおいて行われる非上場 PTS 銘柄の売買をいう。 <u>5 媒介等</u> 媒介、取次ぎ又は代理をいう。 <u>6 非上場 PTS 運営業務</u> 会員が自ら開設する私設取引システムにおいて非上場 PTS 銘柄取引又はその媒介等を行う業務をいう。 <u>7 非上場 PTS 取引業務</u> 協会員が他の会員の開設する私設取引システムにおいて非上場 PTS 銘柄取引若しくはその媒介等を行う業務又は当該媒介等の委託の取次ぎを行う業務をいう。</p>

改 正 案	現 行
<p><u>9 非上場認可PTS 運営会員</u> 私設取引システム運営業務（金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第9号に規定する私設取引システム運営業務をいう。）の認可を受けて、<u>非上場認可PTS 運営業務を行う会員をいう。</u></p>	<p><u>8 非上場PTS 運営会員</u> 私設取引システム運営業務（金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第9号に規定する私設取引システム運営業務をいう。）の認可を受けて、<u>非上場PTS 運営業務を行う会員をいう。</u></p>
<p><u>10 非上場認可PTS 取引協会員</u> 非上場認可PTS 取引業務を行う協会員をいう。</p>	<p><u>9 非上場PTS 取引協会員</u> 非上場PTS 取引業務を行う協会員をいう。</p>
<p><u>11 登録PTS</u> 金商法第30条第1項ただし書により、<u>同法第2条第8項第10号に掲げる行為を業として行うに際し認可を受けずに運営する私設取引システムをいう。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>12 登録PTS 銘柄</u> 非上場有価証券のうち、<u>金商法第30条第1項各号に掲げる有価証券であって、会員が自ら開設する登録PTSにおける取引の対象とするものをいう。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>13 公募登録PTS 銘柄</u> 登録PTS 銘柄のうち、<u>金商法第4条第7項各号に掲げる開示が行われている場合に該当するものをいう。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>14 登録PTS 銘柄取引</u> 登録PTS において行われる登録PTS 銘柄の売買をいう。</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>15 登録PTS 運営業務</u> 会員が自ら開設する登録PTS において登録PTS 銘柄取引又はその媒介等を行う業務をいう。</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>16 登録PTS 取引業務</u> 協会員が他の会員の開設する登録PTS において登録PTS 銘柄取引若しくはその媒介等を行う業務又は当該媒介等の委託の取次ぎを行う業務をいう。</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>17 登録PTS 運営会員</u> 登録PTS 運営業務を行う会員をいう。</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>18 登録PTS 取引協会員</u> 登録PTS 取引業務を行う協会員をいう。</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>19 取次型登録PTS 運営業務</u> 登録PTS 運営業務のうち、<u>登録PTS 取引協会員の顧客を対象として行うもの又は登録PTS 取引協会員の顧客及び登録PTS 運営会員の顧客を対象として行うものをいう。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>20 自社顧客型登録PTS 運営業務</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 案	現 行
<p><u>登録PTS運営業務のうち、登録PTS運営会員の顧客のみを対象として行うものをいう。</u></p> <p>21 発行体 非上場認可PTS銘柄又は登録PTS銘柄の発行者（金商法第2条第5項に規定する「発行者」をいう。）をいう。</p> <p>（法令等の遵守） 第3条 協会員は、私設取引システムによる非上場有価証券の取引を行うに当たっては、この規則によるほか、金商法その他関係法令、諸規則を遵守しなければならない。</p> <p>（非上場認可PTS運営会員における社内規則の制定等） 第4条 非上場認可PTS運営会員は、非上場認可PTS運営業務を行うに当たり、次の各号に掲げる事項を定めた社内規則を作成しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 非上場認可PTS銘柄の適正性の審査に関する事項 2 非上場認可PTS銘柄の取扱廃止基準に関する事項 3～6 （ 現行どおり ） 7 発行体への措置及び非上場認可PTS銘柄の売買停止措置等に関する事項 8・9 （ 現行どおり ） 10 非上場認可PTS取引協会員に遵守させるべき事項 <p>2 非上場認可PTS取引協会員は、非上場認可PTS取引業務を行うに当たり、非上場認可PTS運営会員が前項第10号に基づき社内規則で定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>（登録PTS運営会員における社内規則の制定等） 第4条の2 登録PTS運営会員は、登録PTS運営業務を行うに当たり、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を定めた社内規則を作成しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取次型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営会員 取次型登録PTS運営業務に係る以下の事項 	<p>10 発行体 非上場PTS銘柄の発行者（金商法第2条第5項に規定する「発行者」をいう。）をいう。</p> <p>（法令等の遵守） 第3条 協会員は、非上場PTS運営業務又は非上場PTS取引業務を行うに当たっては、この規則によるほか、金商法その他関係法令、諸規則を遵守しなければならない。</p> <p>（社内規則の制定等） 第4条 非上場PTS運営会員は、非上場PTS運営業務を行うに当たり、次の各号に掲げる事項を定めた社内規則を作成しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 非上場PTS銘柄の適正性の審査に関する事項 2 非上場PTS銘柄の取扱廃止基準に関する事項 3～6 （ 省 略 ） 7 発行体への措置及び非上場PTS銘柄の売買停止措置等に関する事項 8・9 （ 省 略 ） 10 非上場PTS取引協会員に遵守させるべき事項 <p>2 非上場PTS取引協会員は、非上場PTS取引業務を行うに当たり、非上場PTS運営会員が前項第10号に基づき社内規則で定める事項を遵守しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>

改 正 案	現 行
<p>イ <u>登録 PTS 銘柄の適正性の審査に関する事項</u></p> <p>ロ <u>登録 PTS 銘柄の取扱廃止基準に関する事項</u></p> <p>ハ <u>発行体との契約に関する事項</u></p> <p>ニ <u>適時の情報提供に関する事項</u></p> <p>ホ <u>売買審査の実施に関する事項</u></p> <p>ヘ <u>価格情報の公表等に関する事項</u></p> <p>ト <u>発行体への措置及び登録 PTS 銘柄の売買停止措置等に関する事項</u></p> <p>チ <u>受渡決済に関する事項</u></p> <p>リ <u>上場有価証券及び非上場認可 PTS 銘柄との誤認防止措置に関する事項</u></p> <p>ヌ <u>登録 PTS 取引協会員に遵守させるべき事項</u></p> <p>2 <u>自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員 自社顧客型登録 PTS 運営業務に係る以下の事項（ただし、公募登録 PTS 銘柄を取り扱う場合、ハ、ニ及びトを除く。）</u></p> <p>イ <u>登録 PTS 銘柄の適正性の審査に関する事項</u></p> <p>ロ <u>登録 PTS 銘柄の取扱廃止基準に関する事項</u></p> <p>ハ <u>発行体との契約に関する事項</u></p> <p>ニ <u>適時の情報提供に関する事項</u></p> <p>ホ <u>売買審査の実施に関する事項</u></p> <p>ヘ <u>価格情報の提供等に関する事項</u></p> <p>ト <u>発行体への措置に関する事項</u></p> <p>チ <u>登録 PTS 銘柄の売買停止措置等に関する事項</u></p> <p>リ <u>受渡決済に関する事項</u></p> <p>ヌ <u>上場有価証券及び非上場認可 PTS 銘柄との誤認防止措置に関する事項</u></p> <p>2 <u>登録 PTS 取引協会員は、登録 PTS 取引業務を行うに当たり、登録 PTS 運営会員が前項第 1 号ヌに基づき社内規則で定める事項を遵守しなければならない。</u></p> <p>（業務内容の公表等）</p> <p>第 5 条 <u>非上場認可 PTS 運営会員及び登録 PTS 運営会員は、自社が行う非上場認可 PTS 運営業務又は登録 PTS 運営業務の内容について自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により公表し</u></p>	<p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p>（業務内容の公表）</p> <p>第 5 条 <u>非上場 PTS 運営会員は、自社が行う非上場 PTS 運営業務の内容について自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により公表しなければならない。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>なければならぬ。ただし、<u>自社顧客型登録PTS運營業務を行う登録PTS運営会員が、自社が行う自社顧客型登録PTS運營業務の内容について、登録PTS銘柄取引を行う顧客に対して説明を行う場合はこの限りでない。</u></p> <p>(非上場認可PTS銘柄の適正性審査) 第6条 <u>非上場認可PTS運営会員は、非上場有価証券を新たに非上場認可PTS銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該非上場有価証券の適正性について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項について審査を行わなければならない。</u></p> <p>1 企業金融型商品（非上場有価証券のうち、企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第1号イからワに掲げるものに該当するものをいう。以下同じ。） イ～ト（現行どおり） チ <u>その他投資者保護の観点から非上場認可PTS運営会員が必要と認める事項</u></p> <p>2 資産金融型商品（非上場有価証券のうち、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第1条第1号、第2号、第3号から第4号の4、第6号及び第6号の2に掲げるものに該当するものをいう。以下同じ。） イ 発行体が金商法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出又は同法第27条の32第1項の規定により発行者情報を提供若しくは公表しなければならない者であること ロ～チ（現行どおり） リ <u>その他投資者保護の観点から非上場認可PTS運営会員が必要と認める事項</u></p> <p>(登録PTS銘柄の適正性審査) 第6条の2 <u>登録PTS運営会員は、非上場有価証券を新たに登録PTS銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該非上場有価証券の適正性について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項について審査を行わなければならない。</u></p> <p>1 <u>企業金融型商品</u></p>	<p>(非上場PTS銘柄の適正性審査) 第6条 <u>非上場PTS運営会員は、非上場有価証券を新たに非上場PTS銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該非上場有価証券の適正性について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項について審査を行わなければならない。</u></p> <p>1 企業金融型商品（非上場有価証券のうち、企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第1号イからワに掲げるものに該当するものをいう。） イ～ト（省 略） チ <u>その他投資者保護の観点から非上場PTS運営会員が必要と認める事項</u></p> <p>2 資産金融型商品（非上場有価証券のうち、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第1条第1号、第2号、第3号から第4号の4、第6号及び第6号の2に掲げるものに該当するものをいう。） イ 発行体が金商法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出又は同法第27条の32の規定により発行者情報を提供若しくは公表しなければならない者であること ロ～チ（省 略） リ <u>その他投資者保護の観点から非上場PTS運営会員が必要と認める事項</u></p> <p>（ 新 設 ）</p>

改 正 案	現 行
<p><u>イ 発行体の業務の実在性、事業継続体制</u></p> <p><u>ロ 発行体におけるコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況</u></p> <p><u>ハ 発行体の財務状況</u></p> <p><u>ニ 発行体における有価証券報告書の提出又は発行者情報の公表等を適正に行うための態勢整備の状況（発行体が第6条第1号イに該当する者である場合に限る。）</u></p> <p><u>ホ 発行体における適時の情報提供を適正に行うための態勢整備の状況（自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営会員が非上場有価証券を公募登録PTS銘柄に追加する場合を除く。）</u></p> <p><u>ヘ 発行体が反社会的勢力との関係を有しないこと</u></p> <p><u>ト 当該非上場有価証券（トークン化有価証券に該当するものに限る。）の権利移転等に関する事項</u></p> <p><u>チ その他投資者保護の観点から登録PTS運営会員が必要と認める事項</u></p> <p>2 資産金融型商品</p> <p><u>イ 資産の流動化のスキームの合理性、適切性</u></p> <p><u>ロ 発行体及び運用会社等におけるコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況</u></p> <p><u>ハ 受益者等と発行体及び運用会社等との間における利益相反状況</u></p> <p><u>ニ 発行体及び運用会社等の財務状況</u></p> <p><u>ホ 発行体及び運用会社等における有価証券報告書の提出又は発行者情報の公表等を適正に行うための態勢整備の状況（発行体が第6条第2号イに該当する者である場合に限る。）</u></p> <p><u>ヘ 発行体及び運用会社等における適時の情報提供を適正に行うための態勢整備の状況（自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営会員が非上場有価証券を公募登録PTS銘柄に追加する場合を除く。）</u></p> <p><u>ト 発行体及び運用会社等が反社会的勢力との関係を有しないこと</u></p>	

改 正 案	現 行
<p> <u>チ 当該非上場有価証券（トークン化有価証券に該当するものに限る。）の権利移転等に関する事項</u> <u>リ その他投資者保護の観点から登録PTS運営会員が必要と認める事項</u> </p> <p>（発行体との契約締結）</p> <p>第 7 条 <u>非上場認可PTS運営会員</u>は、非上場有価証券を新たに<u>非上場認可PTS銘柄</u>に追加する場合には、あらかじめ、当該非上場有価証券の発行体との間で次の各号に掲げる事項について定めた契約を締結しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>発行体による非上場認可PTS運営会員への適時の情報提供に関する事項</u> 2 （ 現行どおり ） 3 <u>発行体による非上場認可PTS運営会員への適時の情報提供が実施されない場合及び提供された情報の内容が不適切な場合の措置に関する事項</u> 4 <u>発行体による非上場認可PTS運営会員への適時の情報提供に必要な情報を運用会社等が保有している場合、当該運用会社等の協力を得る旨</u> 5 <u>前各号に掲げる事項のほか、非上場認可PTS運営会員の定める規則を遵守する旨</u> <p>2 <u>登録PTS運営会員は、非上場有価証券を新たに登録PTS銘柄に追加する場合（自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営会員が非上場有価証券を公募登録PTS銘柄に追加する場合を除く。）には、あらかじめ、当該非上場有価証券の発行体との間で次の各号に掲げる事項について定めた契約を締結しなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>発行体による登録PTS運営会員への適時の情報提供に関する事項</u> 2 <u>発行体又は運用会社等のウェブサイト等における適時の情報提供の情報内容の公表等に関する事項</u> 3 <u>発行体による登録PTS運営会員への適時の情報提供が実施されない場合及び提供された情報の内容が不適切な場合の措置に関する事項</u> 4 <u>発行体による登録PTS運営会員への適時の情報提供に必要な情報を運用会</u> 	<p>（発行体との契約締結）</p> <p>第 7 条 <u>非上場PTS運営会員</u>は、非上場有価証券を新たに<u>非上場PTS銘柄</u>に追加する場合には、あらかじめ、当該非上場有価証券の発行体との間で次の各号に掲げる事項について定めた契約を締結しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>発行体による非上場PTS運営会員への適時の情報提供に関する事項</u> 2 （ 省 略 ） 3 <u>発行体による非上場PTS運営会員への適時の情報提供が実施されない場合及び提供された情報の内容が不適切な場合の措置に関する事項</u> 4 <u>発行体による非上場PTS運営会員への適時の情報提供に必要な情報を運用会社等が保有している場合、当該運用会社等の協力を得る旨</u> 5 <u>前各号に掲げる事項のほか、非上場PTS運営会員の定める規則を遵守する旨</u> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>

改 正 案	現 行
<p>社等が保有している場合、当該運用会社等の協力を得る旨</p> <p>5 <u>前各号に掲げる事項のほか、登録PTS運営会員の定める規則を遵守する旨</u></p> <p>(非上場認可PTS銘柄の発行体による適時の情報提供)</p> <p>第8条 <u>非上場認可PTS運営会員</u>は、<u>前条第1項の契約</u>において、<u>同項第1号</u>により定める発行体による<u>非上場認可PTS運営会員</u>への適時の情報提供に関し、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。</p> <p>1 発行体から<u>非上場認可PTS運営会員</u>に適時の情報提供が必要な場合として、次に掲げる事項</p> <p>イ 第2条第4号イに掲げる有価証券について、金商法第24条の5第4項に基づき臨時報告書を提出しなければならない場合</p> <p>ロ 第2条第4号ロに掲げる有価証券について、公表した特定証券情報（特定投資家投資勧誘等規則第2条第7号に規定する特定証券情報（特定投資家投資勧誘等規則第6条第3項各号に掲げる各様式の第一部に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）又は発行者情報（以下本条及び次条において「特定証券情報等」という。）について、金商法第27条の31第4項又は第27条の32第3項に該当した場合</p> <p>ハ （ 現行どおり ）</p> <p>ニ イからハに掲げる場合の他、<u>非上場認可PTS運営会員</u>が必要と認める場合</p> <p>2 発行体から<u>非上場認可PTS運営会員</u>に適時の情報提供をすべき事項として、次に掲げる事項</p> <p>イ～ハ （ 現行どおり ）</p> <p>ニ 前号ニに該当する場合、<u>非上場認可PTS運営会員</u>が必要と認める事項</p> <p>3 発行体の<u>非上場認可PTS運営会員</u>に対する情報提供の期限</p> <p>2 <u>非上場認可PTS運営会員</u>は、発行体から適時の情報提供を受けた場合、当該情報内容を速やかに自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを</p>	<p>(発行体による適時の情報提供)</p> <p>第8条 <u>非上場PTS運営会員</u>は、<u>前条の契約</u>において、<u>同条第1号</u>により定める発行体による<u>非上場PTS運営会員</u>への適時の情報提供に関し、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。</p> <p>1 発行体から<u>非上場PTS運営会員</u>に適時の情報提供が必要な場合として、次に掲げる事項</p> <p>イ 第2条第3号イに掲げる有価証券について、金商法第24条の5第4項に基づき臨時報告書を提出しなければならない場合</p> <p>ロ 第2条第3号ロに掲げる有価証券について、公表した特定証券情報（特定投資家投資勧誘等規則第2条第7号に規定する特定証券情報（特定投資家投資勧誘等規則第6条第3項各号に掲げる各様式の第一部に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）又は発行者情報（以下本条において「特定証券情報等」という。）について、金商法第27条の31第4項又は第27条の32第3項に該当した場合</p> <p>ハ （ 省 略 ）</p> <p>ニ イからハに掲げる場合の他、<u>非上場PTS運営会員</u>が必要と認める場合</p> <p>2 発行体から<u>非上場PTS運営会員</u>に適時の情報提供をすべき事項として、次に掲げる事項</p> <p>イ～ハ （ 省 略 ）</p> <p>ニ 前号ニに該当する場合、<u>非上場PTS運営会員</u>が必要と認める事項</p> <p>3 発行体の<u>非上場PTS運営会員</u>に対する情報提供の期限</p> <p>2 <u>非上場PTS運営会員</u>は、発行体から適時の情報提供を受けた場合、当該情報内容を速やかに自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用</p>

改 正 案	現 行
<p>利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>3 非上場認可 PTS 運営会員は、前項に基づき公衆の縦覧に供した情報の内容の適正性の確保に努めるものとする。</p> <p>（登録 PTS 銘柄の発行体による適時の情報提供）</p> <p>第 8 条の 2 取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員は、第 7 条第 2 項の契約において、同項第 1 号により定める発行体による登録 PTS 運営会員への適時の情報提供に関し、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。</p> <p>1 発行体から登録 PTS 運営会員に適時の情報提供が必要な場合として、次に掲げる事項</p> <p>イ 登録 PTS 銘柄について、金商法第 24 条の 5 第 4 項に基づき臨時報告書を提出しなければならない場合</p> <p>ロ 登録 PTS 銘柄について、公表した特定証券情報等について、金商法第 27 条の 31 第 4 項又は第 27 条の 32 第 3 項に該当した場合</p> <p>ハ 投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の決定・発生があった場合（イ又はロに掲げる場合を除く。）</p> <p>ニ イからハに掲げる場合の他、登録 PTS 運営会員が必要と認める場合</p> <p>2 発行体から登録 PTS 運営会員に適時の情報提供をすべき事項として、次に掲げる事項</p> <p>イ 前号イに該当する場合、提出する臨時報告書の記載事項</p> <p>ロ 前号ロに該当する場合、訂正する情報の内容</p> <p>ハ 前号ハに該当する場合、当該投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の内容</p> <p>ニ 前号ニに該当する場合、登録 PTS 運営会員が必要と認める事項</p> <p>3 発行体の登録 PTS 運営会員に対する情報提供の期限</p> <p>2 自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員は、第 7 条第 2 項の契約において、同項第 1 号により定める発行</p>	<p>した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>3 非上場 PTS 運営会員は、前項に基づき公衆の縦覧に供した情報の内容の適正性の確保に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>

改 正 案	現 行
<p><u>体による登録PTS運営会員への適時の情報提供に関し、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。</u></p> <p><u>1 発行体から登録PTS運営会員に適時の情報提供が必要な場合として、次に掲げる事項</u></p> <p><u>イ 登録PTS銘柄について、公表等を行った特定証券情報等について、金商法第27条の31第4項又は第27条の32第3項に該当した場合</u></p> <p><u>ロ 会社法に基づく計算書類又は事業報告を作成した場合</u></p> <p><u>ハ 継続企業的前提に重大な疑義が生じた場合</u></p> <p><u>ニ イからハに掲げる場合の他、登録PTS運営会員が必要と認める場合</u></p> <p><u>2 発行体から登録PTS運営会員に適時の情報提供をすべき事項として、次に掲げる事項</u></p> <p><u>イ 前号イに該当する場合、訂正する情報の内容</u></p> <p><u>ロ 前号ロに該当する場合、作成した計算書類又は事業報告の内容</u></p> <p><u>ハ 前号ハに該当する場合、重大な疑義の内容</u></p> <p><u>ニ 前号ニに該当する場合、登録PTS運営会員が必要と認める事項</u></p> <p><u>3 発行体の登録PTS運営会員に対する情報提供の期限</u></p> <p>3 <u>登録PTS運営会員は、発行体から適時の情報提供を受けた場合、当該情報内容を速やかに自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により公衆の縦覧に供しなければならない。ただし、自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営会員が顧客に当該情報を提供した場合は、公衆の縦覧に供することを要しない。</u></p> <p>4 <u>登録PTS運営会員は、前項に基づき公衆の縦覧に供した情報又は顧客に提供した情報の内容の適正性の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(非上場認可PTS銘柄の価格情報の公表等)</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(価格情報の公表等)</p>

改 正 案	現 行
<p>第 9 条 <u>非上場認可 PTS 運営会員は、非上場認可 PTS 銘柄の約定価格、最終気配（非上場認可 PTS 運営会員の売買価格の決定方法により最終気配が形成されない場合を除く。以下同じ。）及び出来高を自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により、毎営業日、公表しなければならない。</u></p> <p>2 <u>非上場認可 PTS 運営会員は、非上場認可 PTS 取引協会員より非上場認可 PTS 銘柄の約定価格等（約定価格又は気配情報（最良気配及び数量をいう。）をいう。以下同じ。）の提供を求められた場合には、速やかに直近の約定価格等を提示できる態勢を整備しなければならない。</u></p> <p>3 <u>非上場認可 PTS 取引協会員は、顧客より非上場認可 PTS 銘柄（当該非上場認可 PTS 取引協会員が行う非上場認可 PTS 取引業務により取引されるものに限る。第 10 条及び第 13 条第 2 項において同じ。）の約定価格等の提供を求められた場合には、速やかに直近の約定価格等を提示できる態勢を整備しなければならない。</u></p>	<p>第 9 条 <u>非上場 PTS 運営会員は、非上場 PTS 銘柄の約定価格、最終気配（非上場 PTS 運営会員の売買価格の決定方法により最終気配が形成されない場合を除く。以下同じ。）及び出来高を自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により、毎営業日、公表しなければならない。</u></p> <p>2 <u>非上場 PTS 運営会員は、非上場 PTS 取引協会員より非上場 PTS 銘柄の約定価格等（約定価格又は気配情報（最良気配及び数量をいう。）をいう。以下同じ。）の提供を求められた場合には、速やかに直近の約定価格等を提示できる態勢を整備しなければならない。</u></p> <p>3 <u>非上場 PTS 取引協会員は、顧客より非上場 PTS 銘柄（当該非上場 PTS 取引協会員が行う非上場 PTS 取引業務により取引されるものに限る。次条及び第 13 条第 2 項において同じ。）の約定価格等の提供を求められた場合には、速やかに直近の約定価格等を提示できる態勢を整備しなければならない。</u></p>
<p>（登録 PTS 銘柄の価格情報の公表等）</p>	
<p>第 9 条の 2 <u>取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員は、登録 PTS 銘柄の約定価格、最終気配及び出来高を自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により、毎営業日、公表しなければならない。</u></p>	<p>（ 新 設 ）</p>
<p>2 <u>取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員は、登録 PTS 取引協会員より登録 PTS 銘柄の約定価格等の提供を求められた場合には、速やかに直近の約定価格等を提示できる態勢を整備しなければならない。</u></p>	<p>（ 新 設 ）</p>
<p>3 <u>自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員及び登録 PTS 取引協会員は、顧客より登録 PTS 銘柄（当該自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員が行う登録 PTS 運営業務又は当該登録 PTS 取引協会員が行う登録 PTS 取引</u></p>	<p>（ 新 設 ）</p>

改 正 案	現 行
<p><u>業務により取引されるものに限る。次条及び第13条第3項及び第4項において同じ。）の約定価格等の提供を求められた場合には、速やかに直近の約定価格等を提示できる態勢を整備しなければならない。</u></p> <p>(不正取引等の防止)</p> <p>第10条 <u>非上場認可PTS取引協会及び登録PTS取引協会は、非上場認可PTS取引業務又は登録PTS取引業務を行うに当たり、次の各号に掲げる取引を防止する態勢を整備しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 偽装売買、馴合い売買等の不正な手段を用いて行われる取引 2 <u>非上場認可PTS銘柄又は登録PTS銘柄について他人に誤解を生じさせ、人為的に活況を偽装し又は相場に不当な影響を与え若しくは実勢を反映しない作為的相場を形成する等の目的をもって、順次に気配若しくは売買価格を高くして買付けを行う又は順次に気配若しくは売買価格を低くして売付けを行う等の取引</u> 3 他の投資者に相場が自然に形成されたと誤解させて売買取引に誘い込むことを目的として、約定させる意思のない買付け又は売付けを行う等の取引 <p>2 <u>前項各号に掲げる不正取引のほか、非上場認可PTS取引協会及び登録PTS取引協会は、非上場認可PTS銘柄又は登録PTS銘柄の取引状況に比し、過当とみられる取引を防止する態勢を整備しなければならない。</u></p> <p>(売買審査の実施)</p> <p>第11条 <u>非上場認可PTS運営協会及び登録PTS運営協会は、非上場認可PTS銘柄又は登録PTS銘柄の取引について、第4条第1項第5号又は第4条の2第1項第1号ホ若しくは同項第2号ホにより定めた社内規則に基づき適切に売買審査を行わなければならない。</u></p>	<p>(不正取引の防止)</p> <p>第10条 <u>非上場PTS取引協会は、非上場PTS取引業務を行うに当たり、次の各号に掲げる取引を防止する態勢を整備しなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>非上場PTS銘柄の取引状況に比し、過当とみられる取引</u> 2 偽装売買、馴合い売買等の不正な手段を用いて行われる取引 3 <u>非上場PTS銘柄について他人に誤解を生じさせ、人為的に活況を偽装し又は相場に不当な影響を与え若しくは実勢を反映しない作為的相場を形成する等の目的をもって、順次に気配若しくは売買価格を高くして買付けを行う又は順次に気配若しくは売買価格を低くして売付けを行う等の取引</u> 4 他の投資者に相場が自然に形成されたと誤解させて売買取引に誘い込むことを目的として、約定させる意思のない買付け又は売付けを行う等の取引 <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(売買審査の実施)</p> <p>第11条 <u>非上場PTS運営協会は、非上場PTS銘柄の取引について、第4条第1項第5号により定めた社内規則に基づき適切に売買審査を行わなければならない。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>2 <u>非上場認可 PTS 運営会員又は取次型登録 PTS 運營業務を行う登録 PTS 運営会員</u>は、前項に定める売買審査を行った結果、不公正取引等（前条第 1 項各号及び第 2 項に掲げる取引のほか、当該非上場認可 PTS 運営会員又は登録 PTS 運営会員が不公正取引等と認める取引をいう。以下同じ。）に該当する又は不公正取引等につながるおそれがあると認識した場合には、当該取引の媒介等を行った非上場認可 PTS 取引協会員又は登録 PTS 取引協会員に対し注意喚起を行い、その後も改善が見られない場合には、当該非上場認可 PTS 取引協会員又は登録 PTS 取引協会員との間で行う非上場認可 PTS 運營業務又は登録 PTS 運營業務の停止その他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>3 <u>自社顧客型登録 PTS 運營業務を行う登録 PTS 運営会員</u>は、第 1 項に定める売買審査を行った結果、不公正取引等に該当する又は不公正取引等につながるおそれがあると認識した場合には、第 4 条の 2 第 1 項第 2 号ホにより定めた社内規則に基づき適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(売買停止措置) 第 12 条 <u>非上場認可 PTS 運営会員及び登録 PTS 運営会員</u>は、第 4 条第 1 項第 7 号又は第 4 条の 2 第 1 項第 1 号ト若しくは同項第 2 号チにより定めた社内規則に基づき適切に売買停止措置を講じなければならない。</p> <p>(上場有価証券等との誤認防止措置) 第 13 条 <u>非上場認可 PTS 運営会員</u>は、非上場認可 PTS 銘柄が上場有価証券ではないことについて自社のウェブサイト上で明示しなければならない。</p> <p>2 <u>非上場認可 PTS 取引協会員</u>は、非上場認可 PTS 銘柄が上場有価証券ではないことについて、顧客に説明を行わなければならない。</p> <p>3 <u>登録 PTS 運営会員</u>は、登録 PTS 銘柄が上場有価証券及び非上場認可 PTS 銘柄ではないことについて自社のウェブサイト上で明示しなければならない。ただし、</p>	<p>2 <u>非上場 PTS 運営会員</u>は、前項に定める売買審査を行った結果、不公正取引（前条各号に掲げる取引のほか、当該非上場 PTS 運営会員が不公正取引と認める取引をいう。）に該当する又は不公正取引につながるおそれがあると認識した場合には、当該取引の媒介等を行った非上場 PTS 取引協会員に対し注意喚起を行い、その後も改善が見られない場合には、当該非上場 PTS 取引協会員との間で行う非上場 PTS 運營業務の停止その他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p>(売買停止措置) 第 12 条 <u>非上場 PTS 運営会員</u>は、第 4 条第 1 項第 7 号により定めた社内規則に基づき適切に売買停止措置を講じなければならない。</p> <p>(上場有価証券等との誤認防止措置) 第 13 条 <u>非上場 PTS 運営会員</u>は、非上場 PTS 銘柄が上場有価証券ではないことについて自社のウェブサイト上で明示しなければならない。</p> <p>2 <u>非上場 PTS 取引協会員</u>は、非上場 PTS 銘柄が上場有価証券ではないことについて、顧客に説明を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>

改 正 案	現 行
<p><u>自社顧客型登録PTS運營業務を行う登録PTS運営会員が顧客に対して説明を行う場合はこの限りでない。</u></p> <p>4 <u>登録PTS取引協会員は、登録PTS銘柄が上場有価証券及び非上場認可PTS銘柄ではないことについて、顧客に説明を行わなければならない。</u></p> <p>(取引公正性の確保)</p> <p>第14条 <u>非上場認可PTS運営会員及び登録PTS運営会員は、顧客との間で非上場認可PTS銘柄又は登録PTS銘柄の売買を行うに当たっては、合理的な方法で算出された時価を基準として適正な価格により取引を行い、その取引の公正性を確保しなければならない。</u></p> <p>(特定投資家向け有価証券に係る特則等)</p> <p>第15条 <u>非上場認可PTS取引協会員又は登録PTS取引協会員は、特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）以外の者である顧客から、私設取引システムにおける特定投資家向け有価証券の買付けの受託を行ってはならない。</u></p> <p>2 <u>第6条及び第6条の2の規定にかかわらず、非上場認可PTS運営会員又は登録PTS運営会員は、特定投資家向け有価証券である投資信託等（特定投資家投資勧誘等規則第2条第4号に規定する投資信託等をいう。以下同じ。）を新たに非上場認可PTS銘柄又は登録PTS銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該投資信託等の適正性について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項について審査を行わなければならない。</u></p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>イ <u>発行体における有価証券報告書の提出又は発行者情報の公表等を適正に行うための態勢整備の状況（発行体が第6条第1号イに該当する者である場合に限る。）</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(特定投資家向け有価証券に係る特則等)</p> <p>第14条 <u>非上場PTS取引協会員は、特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）以外の者である顧客から、私設取引システムにおける特定投資家向け有価証券の買付けの受託を行ってはならない。</u></p> <p>2 <u>第6条の規定にかかわらず、非上場PTS運営会員は、特定投資家向け有価証券である投資信託等（特定投資家投資勧誘等規則第2条第4号に規定する投資信託等をいう。）を新たに非上場PTS銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該投資信託等の適正性について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項について審査を行わなければならない。</u></p> <p>1 (省 略)</p> <p>イ <u>発行体における有価証券報告書の提出又は発行者情報の公表及び適時の情報提供を適正に行うための態勢整備の状況</u></p>

改 正 案	現 行
<p>ロ <u>発行体における適時の情報提供を適正に行うための態勢整備の状況</u></p> <p>ハ 当該投資信託受益証券（トークン化有価証券に該当するものに限る。）の権利移転等に関する事項</p> <p>ニ <u>その他投資者保護の観点から非上場認可 PTS 運営会員又は登録 PTS 運営会員が必要と認める事項</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>イ～ロ (現行どおり)</p> <p>ハ 発行体及び運用会社等における有価証券報告書の提出又は発行者情報の公表等を適正に行うための態勢整備の状況（発行体が第6条第2号イに該当する者である場合に限る。）</p> <p>ニ <u>発行体及び運用会社等における適時の情報提供を適正に行うための態勢整備の状況</u></p> <p>ホ 発行体及び運用会社等が反社会的勢力との関係を有しないこと</p> <p>ヘ 当該投資証券等（トークン化有価証券に該当するものに限る。）の権利移転等に関する事項</p> <p>ト <u>その他投資者保護の観点から非上場認可 PTS 運営会員又は登録 PTS 運営会員が必要と認める事項</u></p> <p>3 <u>非上場認可 PTS 運営会員又は登録 PTS 運営会員（取次型登録 PTS 運営業務を行う場合に限る。）は、特定投資家向け有価証券を新たに非上場認可 PTS 銘柄又は登録 PTS 銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該特定投資家向け有価証券の発行体との間で、次の各号に掲げる事項について定めた契約を締結しなければならない。</u></p> <p>1 当該非上場認可 PTS 運営会員又は登録 PTS 運営会員が当該特定投資家向け有価証券を非上場認可 PTS 銘柄又は登録 PTS 銘柄に追加するまでに、発行者情報（発行者情報が作成されていない場合には、特定証券情報）を特定投資家投資勧誘等規則第7条第2項第2号（特定証券情報にあっては同規則第6条第2項第2号）の方法（取扱協会のウェブサイトにおいて公表する方法を除く。）により公表する旨</p>	<p>(新 設)</p> <p>ロ 当該投資信託受益証券（トークン化有価証券に該当するものに限る。）の権利移転等に関する事項</p> <p>ハ <u>その他投資者保護の観点から非上場 PTS 運営会員が必要と認める事項</u></p> <p>2 (省 略)</p> <p>イ～ロ (省 略)</p> <p>ハ 発行体及び運用会社等における有価証券報告書の提出又は発行者情報の公表及び適時の情報提供を適正に行うための態勢整備の状況</p> <p>(新 設)</p> <p>ニ 発行体及び運用会社等が反社会的勢力との関係を有しないこと</p> <p>ホ 当該投資証券等（トークン化有価証券に該当するものに限る。）の権利移転等に関する事項</p> <p>ヘ <u>その他投資者保護の観点から非上場 PTS 運営会員が必要と認める事項</u></p> <p>3 <u>非上場 PTS 運営会員は、特定投資家向け有価証券を新たに非上場 PTS 銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該特定投資家向け有価証券の発行体との間で、次の各号に掲げる事項について定めた契約を締結しなければならない。</u></p> <p>1 当該非上場 PTS 運営会員が当該特定投資家向け有価証券を非上場 PTS 銘柄に追加するまでに、発行者情報（発行者情報が作成されていない場合には、特定証券情報）を特定投資家投資勧誘等規則第7条第2項第2号（特定証券情報にあっては同規則第6条第2項第2号）の方法（取扱協会のウェブサイトにおいて公表する方法を除く。）により公表する旨</p>

改 正 案	現 行
<p>2 当該特定投資家向け有価証券が<u>非上場認可 PTS 銘柄又は登録 PTS 銘柄</u>となっている間、発行者情報を特定投資家投資勧誘等規則第7条第2項第2号の方法（取扱協会のウェブサイトにおいて公表する方法を除く。）により公表する旨</p> <p>(非上場認可 PTS 運営会員及び登録 PTS 運営会員に対する準用)</p> <p>第 16 条 第9条第3項、第9条の2第3項、第10条及び前条第1項の規定は、<u>非上場認可 PTS 運営業務又は登録 PTS 運営業務</u>のうち、<u>非上場認可 PTS 取引協会</u>又は<u>登録 PTS 取引協会</u>による媒介等が行われない取引を行う<u>非上場認可 PTS 運営会員</u>又は<u>登録 PTS 運営会員</u>について準用する。この場合において、これらの規定中「<u>非上場認可 PTS 取引協会</u>」又は「<u>登録 PTS 取引協会</u>」とあるのは「<u>非上場認可 PTS 運営会員</u>」又は「<u>登録 PTS 運営会員</u>」と、「<u>非上場認可 PTS 取引業務</u>」又は「<u>登録 PTS 取引業務</u>」とあるのは「<u>非上場認可 PTS 運営業務</u>」又は「<u>登録 PTS 運営業務</u>」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和6年5月22日公布「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」の附則第1条第2号「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日」から施行する。</p>	<p>2 当該特定投資家向け有価証券が<u>非上場 PTS 銘柄</u>となっている間、発行者情報を特定投資家投資勧誘等規則第7条第2項第2号の方法（取扱協会のウェブサイトにおいて公表する方法を除く。）により公表する旨</p> <p>(非上場 PTS 運営会員に対する準用)</p> <p>第 15 条 第9条第3項、第10条及び前条第1項の規定は、<u>非上場 PTS 運営業務</u>のうち、<u>非上場 PTS 取引協会</u>による媒介等が行われない取引を行う<u>非上場 PTS 運営会員</u>について準用する。この場合において、これらの規定中「<u>非上場 PTS 取引協会</u>」とあるのは「<u>非上場 PTS 運営会員</u>」と、「<u>非上場 PTS 取引業務</u>」とあるのは「<u>非上場 PTS 運営業務</u>」と、それぞれ読み替えるものとする。</p>

**「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」の
一部改正について（案）**

令和 6 年 9 月 17 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p align="center">第 4 章 投資勧誘及び取引の方法</p> <p>（投資勧誘の要件） 第 8 条 取扱協会員は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たすことを確認したときに限り、顧客に対して当該店頭有価証券等の投資勧誘を行うことができる。 1・2 （ 現行どおり ） 3 投資勧誘が金商法施行令第 1 条の 7 の 3 第 3 号に規定する有価証券（同号ロに掲げるものに限る。）の売買に係るものである場合 投資勧誘の相手方である顧客に対して、原則として特定投資家以外の者に当該店頭有価証券等の譲渡を行うことができない旨について告知すること（顧客に対して売付けに係る勧誘を行う場合を除く。）。</p> <p>（個別銘柄に係る説明書の交付等） 第 11 条 取扱協会員は、第 8 条に基づいて顧客の買付けに係る投資勧誘を行う際には、当該投資勧誘の相手方となる顧客に対して、次の各号に掲げる事項を記載した書面による説明書を交付するとともに、これらについて十分に説明しなければならない。 1～6 （ 現行どおり ） 2 前項の規定は、取扱協会員が第 8 条第 3 号に基づく投資勧誘を行う場合であって、前項各号に掲げる事項が掲載されている非上場認可 PTS 運営会員（「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」第 2 条第 9 号に規定する非上場認可 PTS 運営会員をいい、当該有価証券の売買を行う私設取引システムを開設する者に限る。）、登録 PTS 運営会員（「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」第 2 条第 17 号に規定する登録 PTS 運営会員をい</p>	<p align="center">第 4 章 投資勧誘及び取引の方法</p> <p>（投資勧誘の要件） 第 8 条 取扱協会員は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たすことを確認したときに限り、顧客に対して当該店頭有価証券等の投資勧誘を行うことができる。 1・2 （ 省 略 ） 3 投資勧誘が金商法施行令第 1 条の 7 の 3 第 3 号に規定する有価証券（同号ロに掲げるものに限る。）の売買に係るものである場合 投資勧誘の相手方である顧客に対して、原則として特定投資家以外の者に当該店頭有価証券等の譲渡を行うことができない旨について告知すること（顧客に対して売付けに係る勧誘を行う場合を除く。）。</p> <p>（個別銘柄に係る説明書の交付等） 第 11 条 （ 同 左 ） 1～6 （ 省 略 ） 2 前項の規定は、取扱協会員が第 8 条第 3 号に基づく投資勧誘を行う場合であって、前項各号に掲げる事項が掲載されている非上場 PTS 運営会員（「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」第 2 条第 8 号に規定する非上場 PTS 運営会員をいい、当該有価証券の売買を行う私設取引システムを開設する者に限る。）又は当該取扱協会員のウェブサイトを開覧するために必要な情報を当該投資勧誘の相手方となる顧客に提供した場合には、適用しない。</p>

改 正 案	現 行
<p><u>い、当該有価証券の売買を行う私設取引システムを開設する者に限る。）又は当該取扱協会のウェブサイトを開覧するために必要な情報を当該投資勧誘の相手方となる顧客に提供した場合には、適用しない。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 雑 則</p> <p>(PTS 取引に係る適用除外等) 第 18 条 第 8 条第 3 号に基づく投資勧誘を行う場合には、第 3 条から第 7 条及び第 12 条の規定は適用しない。<u>ただし、当該投資勧誘が「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」第 2 条第 20 号に規定する自社顧客型登録 PTS 運營業務に関するものである場合の第 7 条の規定については、この限りではない。</u></p> <p>2 第 8 条第 3 号に基づく投資勧誘のみを行う協会員については、<u>第 7 条</u>から第 11 条及び第 15 条から第 17 条の規定中「取扱協会員」とあるのは「協会員」と読み替えて適用し、第 13 条及び第 14 条の規定は適用しない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和 6 年 5 月 22 日公布「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」の附則第 1 条第 2 号「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日」から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 雑 則</p> <p>(PTS 取引に係る適用除外等) 第 18 条 第 8 条第 3 号に基づく投資勧誘を行う場合には、第 3 条から第 7 条及び第 12 条の規定は適用しない。</p> <p>2 第 8 条第 3 号に基づく投資勧誘のみを行う協会員については、<u>第 8 条</u>から第 11 条及び第 15 条から第 17 条の規定中「取扱協会員」とあるのは「協会員」と読み替えて適用し、第 13 条及び第 14 条の規定は適用しない。</p>

「店頭有価証券に関する規則」の一部改正について（案）

令和 6 年 9 月 17 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">第 3 章 店頭有価証券の売買等</p> <p>（成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止）</p> <p>第 13 条 協会員は、「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」第 2 条第 5 号に規定する非上場認可 PTS 銘柄取引又は同条第 14 号に規定する登録 PTS 銘柄取引の場合を除き、店頭有価証券については成行注文を受けてはならない。</p> <p>2・3 （ 現行どおり ）</p> <p>（会員間の売買の制限）</p> <p>第 14 条 会員は、第 3 条の 2、第 4 条、第 4 条の 2、第 6 条、第 7 条及び「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」の規定により投資勧誘を行うもの並びに「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」第 2 条第 5 号に規定する非上場認可 PTS 銘柄取引又は同条第 14 号に規定する登録 PTS 銘柄取引の場合を除き、店頭有価証券については、会員間の流通を目的とする店頭取引を行ってはならない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和 6 年 5 月 22 日公布「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」の附則第 1 条第 2 号「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日」から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 店頭有価証券の売買等</p> <p>（成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止）</p> <p>第 13 条 協会員は、「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」第 2 条第 4 号に規定する非上場 PTS 銘柄取引の場合を除き、店頭有価証券については成行注文を受けてはならない。</p> <p>2・3 （ 省 略 ）</p> <p>（会員間の売買の制限）</p> <p>第 14 条 会員は、第 3 条の 2、第 4 条、第 4 条の 2、第 6 条、第 7 条及び「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」の規定により投資勧誘を行うもの並びに「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」第 2 条第 4 号に規定する非上場 PTS 銘柄取引の場合を除き、店頭有価証券については、会員間の流通を目的とする店頭取引を行ってはならない。</p>

「株主コミュニティに関する規則」の一部改正について（案）

令和 6 年 9 月 17 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">第 6 章 店頭取引</p> <p>（成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止）</p> <p>第 24 条 会員は、<u>「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」</u>第 2 条第 14 号に規定する登録 PTS 銘柄取引の場合を除き、株主コミュニティ銘柄については成行注文を受けてはならない。</p> <p>2・3 （ 現行どおり ）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和 6 年 5 月 22 日公布「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」の附則第 1 条第 2 号「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日」から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 店頭取引</p> <p>（成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止）</p> <p>第 24 条 会員は、株主コミュニティ銘柄については成行注文を受けてはならない。</p> <p>2・3 （ 省 略 ）</p>